

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和7年度関税改正の概要及び論点
著者 / 所属	瀬戸 伽月 / 財政金融委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	472号
刊行日	2025-2-3
頁	35-48
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20250203.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20250203.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

# 令和7年度関税改正の概要及び論点

瀬戸 伽月

(財政金融委員会調査室)

1. はじめに
2. 令和7年度関税改正の概要
  - (1) 暫定税率等の適用期限の延長等
  - (2) 個別品目の関税率の見直し
  - (3) 特別特恵関税の適用期限の延長
  - (4) レバノンに対する便益関税の適用
  - (5) 納税環境の整備
3. 令和7年度関税改正の主な論点
  - (1) 暫定税率の在り方
  - (2) 加糖調製品に係る暫定税率の引下げ等をめぐる課題
  - (3) 沖縄に係る関税制度上の特例措置の活用等
  - (4) 特恵関税制度の課題
4. おわりに

## 1. はじめに

令和7年度の関税率及び関税制度の改正については、財務大臣の諮問を受け、関税・外国為替等審議会<sup>1</sup>（以下「審議会」という。）で、令和6年10月から計4回にわたって審議が重ねられ、12月20日に「令和7年度における関税率及び関税制度の改正等についての答申」（以下「令和7年度答申」という。）が取りまとめられた。同答申を反映した与党税制改正大綱<sup>2</sup>が同日に決定され、12月27日に政府税制改正大綱<sup>3</sup>が閣議決定された。

本稿では、令和7年度関税改正の概要を紹介するとともに、その主な論点について整理する。なお、本稿における「令和7年度関税改正」とは、与党税制改正大綱及び政府税制

<sup>1</sup> 関税・外国為替等審議会には、その所掌事務のうち、関税率の改正その他の関税に関する重要事項の調査審議等を行う「関税分科会」が設置されており、主な審議は同分科会で行われている。

<sup>2</sup> 自由民主党・公明党「令和7年度税制改正大綱」（令6.12.20）

<sup>3</sup> 「令和7年度税制改正の大綱」（令6.12.27閣議決定）

改正大綱で示された令和7年度の関税改正の案を指している。

## 2. 令和7年度関税改正の概要

### (1) 暫定税率等の適用期限の延長等

#### ア 暫定税率の適用期限の延長

暫定税率は、政策上の必要性等から適用期限を定め、基本税率<sup>4</sup>を暫定的に修正する税率であり、関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）で定められている。我が国では、暫定税率の水準や必要性を見直すため適用期限を1年とし、毎年度、延長の適否等が検討されている。

令和7年度関税改正では、国内の生産者及び消費者等に及ぼす影響、経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）等の国際交渉との関係、産業政策上の必要性等を考慮し、令和7年3月31日に適用期限が到来する411品目の暫定税率について、適用期限を令和8年3月31日まで1年延長することとしている。

#### イ 特別緊急関税制度の適用期限の延長

特別緊急関税制度（SSG: Special Safeguard）は、1994（平成6）年のウルグアイ・ラウンド合意<sup>5</sup>に基づき関税化された農産品について、関税化措置の代償として平成7年度に導入された制度である。同制度は、輸入急増時等の安全弁としての役割を果たしており、輸入数量が一定の水準を超えた場合又は課税価格が一定の水準を下回った場合、対象品目の関税率が自動的に引き上げられる。SSGは、暫定税率と一体的な制度として適用期限が1年とされており、毎年度、延長の適否等が検討されている。

令和7年度関税改正では、SSGに係る品目はEPA等の交渉の対象となり得るものであり、国際交渉の状況を予断なく注視する必要があること、引き続き国内産業を保護する必要があることから、SSGについて、暫定税率と同様、令和7年3月31日に到来する適用期限を令和8年3月31日まで1年延長することとしている。

#### ウ 加糖調製品に係る暫定税率の引下げ

加糖調製品は、砂糖に砂糖以外の食品素材（ココア、粉乳、ソルビトール<sup>6</sup>など）を混合したものであり、菓子類、パン類、飲料、調味料等の幅広い用途に用いられる。砂糖は農産物の重要5品目<sup>7</sup>の一つに挙げられ、近年の経済連携協定の拡大・強化の中、関税の撤廃や削減に当たり慎重な政策方針がとられてきた。他方で、平成2年の加糖調製品の輸入自由化以降、安価な加糖調製品の輸入量が大幅に増加し、国内の砂糖需要の一部を代替してきた。

<sup>4</sup> 基本税率は、中長期的な観点から内外価格差や真に必要な保護水準を勘案して設定される税率であり、関税定率法（明治43年法律第54号）で定められている。

<sup>5</sup> ウルグアイ・ラウンド農業交渉では、農産物に対する各国の輸入数量制限等の非関税措置の関税化及び協定による税率の譲許について合意された。我が国においても、米を特例とした以外は農産物全ての関税化及び譲許税率までの引下げに踏み切った。

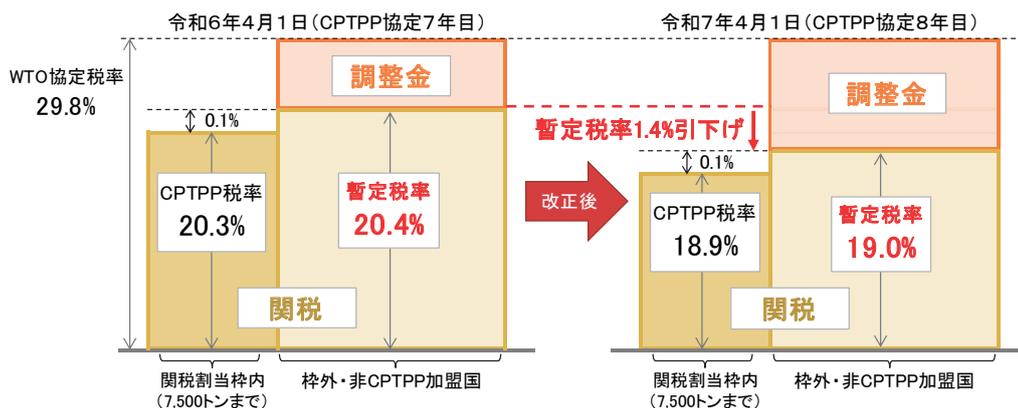
<sup>6</sup> ぶどう糖を触媒として用いて水素添加（還元）することにより作られる糖アルコールの一種。

<sup>7</sup> 米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物（参議院農林水産委員会「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に関する決議」（平25.4.18））。甘味資源作物はてん菜及びさとうきびを指す（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第2条第1項）。

我が国では、甘味資源作物に係る農業所得の確保、国内産糖の製造事業の経営安定その他関連産業の健全な発展を通じ、国内産糖の確保を図るため、糖価調整制度が運用されてきた。同制度の下で、安価な外国産原料糖の輸入者から調整金を徴収し、輸入粗糖の価格を引き上げる一方、調整金を原資として国内の生産者及び国内産糖製造事業者に対し交付金を交付することで、国産の砂糖の価格を引き下げ、砂糖の安定供給を確保する取組が進められている。

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「CPTPP」という。）の交渉の結果、既存の糖価調整制度は維持されたが、加糖調製品について品目ごとに低関税の枠を設定する関税割当制度<sup>8</sup>、<sup>9</sup>の導入等により、国内産糖への支援に対する影響が懸念された。そこで、CPTPP発効時（2018（平成30）年12月30日）、糖価調整制度における調整金の対象に加糖調製品が追加され<sup>10</sup>、WTO協定税率<sup>11</sup>と暫定税率の差額分を限度に調整金として徴収することとなった（図表1）。この新たな調整金収入を国内産糖の支援財源に用いることで、実質的に国産の砂糖の価格は低減したが、加糖調製品と国産の砂糖の間には依然として価格差がある。

図表1 糖価調整制度のイメージ（ココア粉の場合）



（出所）審議会資料等を基に筆者作成

令和7年度関税改正では、国内産糖への支援の原資となる調整金の拡大が可能となるよう、令和7年度のCPTPP税率の設定状況等を踏まえ、調整金の対象となる加糖調製品20

<sup>8</sup> 関税割当制度とは、一定の輸入数量の枠内に限り無税又は低税率の関税（一次税率）を適用することで、需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、一定の輸入数量の枠を超える分については比較的高税率の関税（二次税率）を適用することで、国内生産者の保護を図るものである。我が国では、昭和36年度に貿易自由化対策として導入された。

<sup>9</sup> CPTPP発効初年度において、全体で約6.2万トンの税率の引下げ枠が設定され、協定発効から11年目以降には9.6万トンまで拡大し、品目によっては毎年段階的に税率を削減していくこととされた。

<sup>10</sup> 「総合的なTPP等関連政策大綱」（平29.11.24TPP等総合対策本部決定）に基づく。調整金の対象となる加糖調製品は、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令（昭和40年政令第282号）第1条に規定される。

<sup>11</sup> WTO（世界貿易機関）加盟国・地域に対して一定率以上の関税を課さないことを約束している税率。

品目<sup>12</sup>のうち5品目の暫定税率を引き下げることとしている<sup>13</sup>（図表2）。

図表2 加糖調製品に係る暫定税率引下げ（案）

主な品名	暫定税率		CPTPP税率		WTO 協定税率
	現行	改正案	令和6年度	令和7年度	
ココア粉	20.4%	<u>19.0%</u>	20.3%	18.9%	29.8%
ココアの調製品	20.9%	<u>19.9%</u>	20.8%	19.8%	28.0%
ミルクの調製品	22.3%	<u>21.2%</u>	22.2%	21.1%	29.8%
たんぱく質濃縮物	7.7%	<u>5.8%</u>	7.6%	5.7%	21.0%
乳糖を含有する調製食品	22.3%	<u>21.2%</u>	22.2%	21.1%	29.8%

（出所）政府税制改正大綱等を基に筆者作成

## エ 給食用脱脂粉乳に対する関税軽減措置の見直し

給食用脱脂粉乳は、幼稚園、小学校、中学校等の学校及び児童福祉施設等の児童や生徒の給食に用いられ、発育途上にある児童や生徒の心身の健全な発育等を図ることを目的として、関税軽減措置が講じられており、一定の数量の範囲内において関税が無税となっている。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）が令和7年4月1日に施行され、児童福祉法（昭和22年法律第164号）上に乳児等通園支援事業<sup>14</sup>が新設される。令和7年度関税改正では、同事業を行う施設において児童に提供される脱脂粉乳についても、関税軽減措置の対象に加えることとしている。

## オ 沖縄に係る関税制度上の特例措置の適用期限の延長

沖縄においては、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号。以下「沖振法」という。）に基づき、国際物流拠点産業集積地域<sup>15</sup>（以下「国際物流地域」という。）内で保税地域<sup>16</sup>を利用する事業者に向けた関税制度上の特例措置として、選択課税制度及び保税蔵置場等の許可手数料の軽減措置が設けられている（図表3）。

<sup>12</sup> 調整金の対象となる加糖調製品は、統計品目番号（HSコード）の分類上20品目あり、原則、砂糖含有率が50%以上のものとされている。

<sup>13</sup> 令和5年度関税改正までは、暫定税率の引下げの対象となる加糖調製品は6品目であったが、このうちコーヒー調製品は協定6年目においてCPTPP税率の最終引下げ税率に到達したため、令和6年度関税改正以降は暫定税率の延長により措置されている。

<sup>14</sup> 保育所等において、満3歳未満の乳幼児に対して適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業であり、利用者は月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能なお組みとなっている（こども誰でも通園制度）。児童福祉法第6条の3第23項に規定される。

<sup>15</sup> 相当量の貨物を取り扱う開港又は税関空港に隣接等している地域であり、沖縄県知事が定めるもの（現在は、「那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区」及び「うるま・沖縄地区」が対象とされている）。

<sup>16</sup> 保税地域は、輸入の許可を受ける前の貨物等（外国貨物）について、その関税及びその他の税金を一時課税しないまま、輸出入貨物の税関手続をすることができる場所であり、指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場、総合保税地域の5種類に区分される。

選択課税制度は、国際物流地域内の保税工場又は総合保税地域において、外国貨物<sup>17</sup>を原料として加工又は製造された製品を国内に引き取る際、原料課税（原則）又は製品課税のいずれか低い関税率を輸入者が選択できる制度である<sup>18</sup>。

保税蔵置場等の許可手数料の軽減措置は、国際物流地域の区域内において保税蔵置場等の許可を受けた者が納付すべき許可手数料について、2分の1に軽減する措置を講じるものである。なお、保税蔵置場等の許可手数料は、許可面積の区分に応じて定められた額を毎月税関に納付しなければならない<sup>19</sup>。

両措置ともに、令和4年度関税改正において3年延長され、現行の適用期限は令和7年3月31日までとなっている。令和7年度関税改正では、国際物流地域において更なる企業集積等を図るため、適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとしている。また、沖振法に基づく国際物流地域の範囲が見直される場合には、見直し後の国際物流地域においてもこれらの制度の適用を認めることとしている<sup>20</sup>。

図表3 保税地域の概要及び特例措置との関係

種類	主な機能	例	蔵置期間	概要	選択課税制度	許可手数料軽減措置	沖縄地区税関管内許可件数※
①指定保税地域	外国貨物の積卸し、運搬、一時蔵置	コンテナヤード等	1か月	税関手続を簡易、迅速に処理するため、国や地方公共団体等が所有又は管理している土地や建物等の公共的な施設について、財務大臣が指定した場所。貨物の税関手続等のため、誰でも自由に、安く利用できることを理想とする。	—	—	6
②保税蔵置場	外国貨物の積卸し、運搬、蔵置	倉庫、上屋等	2年（延長可）	取引の円滑化と中継貿易の発展を図るため、外国貨物を置くことができる地域として、税関長が許可した場所。外国貨物の積卸し、蔵置が可能で、その間は関税等はかからない。	—	○	68
③保税工場	外国貨物の加工、製造	造船所、製鉄所等	2年（延長可）	加工貿易の振興のため、外国貨物を関税等がかからない状態で加工、製造できる地域として税関長が許可した場所。国内販売のための工場の立地条件に左右されるため、港湾や空港から離れた場所に立地する場合も多くある。	○	○	2
④保税展示場	外国貨物の展示、使用	博覧会、博物館等	税関長が必要と認める期間	国際的な博覧会や公的機関等が行う外国商品の展示会等の運営を円滑にするため、外国貨物を関税等がかからずに展示、使用できる地域として税関長が許可した場所。万博会場も、保税展示場として許可を受けて運営されている。	—	○	設置なし
⑤総合保税地域	②～④の総合的機能	中部国際空港等	2年（延長可）	各種の輸入インフラの集積メリットを助長するため、②～④の各種機能を総合的に活用できる地域として、税関長が許可した場所。地域内において様々な機能を有する各種施設を弾力的に配置することができる。	○	○	設置なし

※令和6年10月1日時点の件数。このうち、国際物流地域内の土地又は施設について保税地域の許可を受けて事業を行おうとする事業者が特例措置の対象となる。

（出所）税関ホームページ「保税地域の種類と主な機能」等を基に筆者作成

<sup>17</sup> 本邦の産業に対する影響等を考慮し、米や豚肉など、政令に規定される貨物については選択課税制度の適用対象外とされる（関税暫定措置法第13条第2項）。

<sup>18</sup> 国際的には、関税率は原料について低く、製品について高い傾向があるが（傾斜関税）、我が国のような工業国の場合、原料に対する関税率より製品や調製品に対する関税率の方が低い場合がある（青木一郎『税関概説』（日本関税協会、2018年）194頁）。

<sup>19</sup> 国際物流地域内の保税蔵置場における平均的な入居面積は約663㎡となっている。この場合の保税蔵置場の許可手数料は1か月当たり12,200円であるが、軽減措置が適用されると1か月当たり6,100円となる。

<sup>20</sup> 既存の国際物流地域の範囲を企業集積が見込まれる地区のみに見直した上で、新たに「南風原・八重瀬地区」を追加することが検討されている。

## (2) 個別品目の関税率の見直し

令和7年度関税改正では、輸入や国内生産の状況等を踏まえつつ、国内産業の競争力強化を図る観点から、LiBOB（リチウム＝ビス（オキサラト）ボラート）等4品目について関税率を無税とすることとしている（図表4）。

図表4 個別品目の関税率の見直し（案）

品目名	使用用途	現状		令和5年度 輸入額※1	基本税率 (WTO協定税率)	改正案
		調達状況	需要見込み、懸念等			
LiBOB(リチウム＝ビス(オキサラト)ボラート)	電気自動車等に使用されるリチウムイオン電池(LIB)用電解液の添加剤として利用される。LIBの寿命と出力を向上させることが可能。	ドイツ、中国、韓国から全量を輸入	2050年カーボンニュートラルの実現や国内自動車産業の電動化目標達成に向けて、引き続き高い国内需要が見込まれる。	約1,437億円	4.6% (3.1%)	無税 (暫定税率) ※2
CEDMAB(シクロヘキシル(エチル)(ジメチル)アンモニウム＝プロミド)	ディーゼルエンジンの排ガス浄化に使用されるSCR触媒(選択還元触媒)に用いられるゼオライトの原料である。SCR触媒は、排ガス中の窒素酸化物とアンモニア等の還元剤を化学反応させることで窒素と水に浄化させる機能がある。	インド等から全量を輸入 ※3	コスト面・機能面で従来の原料からCEDMAB及びCEDMAHへの代替が進む中、国内外における自動車排ガス規制の強化への対応に向け、SCR触媒の需要拡大が見込まれる。	約79億円	4.6% (3.9%)	無税 (基本税率)
CEDMAH(シクロヘキシル(エチル)(ジメチル)アンモニウム＝ヒドロキシド)						
1,6-ヘキサジオール	自動車向けの合成・人工皮革を始め、塗料や接着剤等の幅広い製品に加工される、各種化学製品の中間原料として利用される。	米国、ドイツ、中国等から全量を輸入	自動車向けの合成・人工皮革を始め、塗料や接着剤など国民生活に関わる幅広い製品の原料であり、今後も高い国内需要が見込まれる。	約142億円	4.6% (3.1%)	無税 (基本税率)

※1 当該物品が属する分類の輸入額であり、当該物品の輸入額とは異なる。

※2 代替品の開発・生産支援を将来的に行う可能性も含め、LIB関連のサプライチェーンの展開を見極める必要性があるため、暫定税率により無税化。

※3 令和7年度以降、米国からも輸入が見込まれている。

(出所) 審議会資料等を基に筆者作成

## (3) 特別特惠関税の適用期限の延長

特惠関税制度は、開発途上国等を原産地とする特定の輸入品について、最恵国待遇<sup>21</sup>の例外として、先進国が一般の関税率よりも低い税率（特惠税率）を恩典的、片務的に適用する制度である。開発途上国等の輸出所得の増大、工業化と経済発展の促進を図るため、1968（昭和43）年に国連貿易開発会議（UNCTAD）において一般的な特惠関税制度の開始が合意された。我が国では、昭和46年の導入以来、制度の適用期限を10年間とし<sup>22</sup>、期限の到来ごとに5度延長してきている<sup>23</sup>。

令和6年5月28日現在、我が国は、126か国・4地域を特惠受益国等に指定し、一般特惠<sup>24</sup>

<sup>21</sup> いずれかの国の産品に与える最も有利な待遇を、他のすべての加盟国の同種の産品に対して、即時かつ無条件に与えなければならないとのWTOの基本原則。関税及び貿易に関する一般協定（GATT）第1条に規定される。

<sup>22</sup> 1971年に採択された「一般特惠関税制度に関するGATT理事会決定」により、先進国が途上国に対し特惠関税を適用することが正式にGATTの特例として認められ、本決定は10年の時限措置とされた（青山幸恭『変革期の関税制度』（日本関税協会、2009年）78頁）。

<sup>23</sup> 直近では令和3年度関税改正において、特惠関税制度を令和12年度末まで10年間延長している。また、期限延長時以外においても、国際競争力等を勘案して、原産国や品目を特定し、特惠関税の適用対象から除外する措置の適用基準の見直し等が行われてきた。

<sup>24</sup> 一般特惠の指定要件は、①経済が開発途上にある国で、②関税について特別な便益を受けることを希望するもののうち、③当該便益を与えることが適当であるもの。

の対象としている。このうち、特に支援の必要性が高い44か国の後発開発途上国(LDC)<sup>25</sup>は特別特恵(LDC特恵)<sup>26</sup>が適用されており、一般特恵と比べて広い品目について無税・無枠の措置が講じられている(図表5)。

現在、LDC特恵の受益国は、国際連合総会の決議によりLDCではなくなってから1年以内にLDC特恵の適用から除外される。2023(令和5)年10月、WTOにおいて、LDC卒業後の円滑かつ持続可能な移行期間の提供を奨励する旨の一般理事会決定が採択され、2024(令和6)年3月には、アブダビ閣僚宣言において同決定を歓迎する旨が示された。G7諸国では、EU(独、仏、伊)及び英国がLDC卒業国に対してLDC特恵関税をLDC卒業後も3年適用する措置を導入済みであり、カナダは3年間の延長措置を検討中とされる。令和7年度関税改正では、開発途上国との連携の重要性を踏まえ、特別特恵関税の適用期限をLDC卒業後1年以内から3年以内に延長することとしている。

図表5 特恵関税制度対象品目の関係図

	農水産品 (約2,500品目、うち有税約2,100品目)	鉱工業品 (約7,200品目、うち有税約4,300品目)
一般特恵	原則: 対象外  別表第2 約400品目	原則: 無税・無枠※1  別表第3※2 約1,100品目  別表第5 対象外約50品目  別表第4 対象外約1,000品目
特別特恵	原則: 無税・無枠  別表第5 対象外約170品目	原則: 無税・無枠  別表第5 対象外約50品目

灰色の箇所が特恵関税制度の対象。別表はいずれも関税暫定措置法に規定されている。  
 ※1 無税・無枠措置: 特恵受益国からの産品に対して数量枠を設けずに関税無税を適用する措置。  
 ※2 完全に無税ではなく、実行税率に同表に定める係数(0.2, 0.4, 0.6, 0.8)を乗じた税率が適用される。

(出所) 東京税関「一般特恵関税マニュアル」(令6.4)を基に筆者作成

#### (4) レバノンに対する便益関税の適用

便益関税制度は、WTO非加盟国かつ我が国との間でWTO協定上の最恵国待遇を付与するための二国間通商条約等を締結していない国・地域のうち、我が国に対して最恵国待遇と同様の取扱いをしている国・地域に対し、相互主義の観点からWTO協定税率を適用するものであり、関税率法第5条で定められている。便益関税の適用は、その国の社会経済情勢やその他の事情も考慮しつつ決定し、現在は13か国<sup>27</sup>に適用されている。

現在レバノンには、国定税率が適用されている。レバノンは、2023(令和5)年10月のガザ情勢悪化以降、周辺地域も含めて情勢不安が続いているが、我が国は、中東地域の安

<sup>25</sup> 国連開発計画委員会(CDP)が認定した基準に基づき、国際連合総会の決議により認定された特に開発が遅れた国々。3年に一度LDCリストの見直しが行われ、基準から外れた国はリストから削除される(LDC卒業)。

<sup>26</sup> 特別特恵の指定要件は、①特恵受益国等のうち、②国際連合総会の決議により、LDCとされている国で、③特恵関税について特別の便益を与えることが適当であるもの。なお、特別特恵は昭和55年に導入された。

<sup>27</sup> 便益関税制度の対象国は、ブータン、バハマ、バチカン、ナウル、イラク、イラン、シリア、アルジェリア、エチオピア、サントメ・プリンシペ、スーダン、ソマリア、リビアの13か国。同制度の対象国は関税率法第5条の規定による便益関税の適用に関する政令(昭和30年政令第237号)第1条及び別表で定められている。

定化のため、レバノンと連携していく旨を確認している。2024（令和6）年8月、WTO加盟交渉中のレバノンから我が国に対し、WTO協定税率の適用を希望する旨の口上書が接した。一方、レバノンは、関税において、我が国を含め最恵国待遇と同様の取扱いがされていることが確認でき、我が国に対する差別的取扱いは認められないとされる。これらの状況を踏まえ、令和7年度関税改正では、令和7年4月1日以降、同国を便益関税の対象国に追加することとしている<sup>28</sup>。なお、情勢不安が続いていることを踏まえ、政令公布まで政府において情勢を慎重に見極めることが必要であるとされている。

### （5）納税環境の整備

輸入者は、電子取引<sup>29</sup>を行った場合、一定の要件に従って、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存する必要がある。現行制度では、電子取引データの複製・改ざんの容易性に鑑み、電子取引データに関連する隠蔽・偽装行為につき重加算税が賦課される場合には、不正を抑止する観点から、重加算税の基礎となるべき税額に10%の割合を乗じた金額を加算した金額を課している。

他方、近年、請求書等がデータ連携に適したデジタルデータで送受信される場合、その保存及び処理を自動化するシステムが流通している。納税者の事務負担の軽減等につながるだけでなく、税務の観点からもその保存及び処理の適正性が確保され、複製や改ざん行為が困難であると認められるとして、内国税においては、一定の要件を満たして送受信・保存を行う場合の電子取引データに関連する隠蔽・偽装行為について、重加算税の加重の適用対象から除外することとしている<sup>30</sup>。

令和7年度関税改正では、関税においても、内国税と同様に、輸入取引の電子取引データの保存及び処理を自動化するシステムを利用した上で、一定の要件<sup>31</sup>を満たして送受信・保存される場合には、重加算税の加重の適用対象から除外することとしている。

## 3. 令和7年度関税改正の主な論点

### （1）暫定税率の在り方

暫定税率を設定している品目（SSGの対象品目を除く）を大別すると、関税割当制度の対象品目、国家貿易制度<sup>32</sup>の対象品目、調整金等の徴収のため協定税率を下回る水準の税率を設定する品目、関係国との協議結果を踏まえて協定税率等を下回る水準の税率を設定する品目、産業政策上の要請から基本税率等を下回る水準の税率を設定する品目の5類型

<sup>28</sup> なお、令和5年の日本からレバノンへの輸出額は463億9,889万円、同国からの輸入額は8億3,218万円である。日本からレバノンへの輸出品目は、車両等の輸送機器が70%以上を占め、レバノンからの日本の輸出品目は金属類が約70%を占める。

<sup>29</sup> 貨物の取引に関する請求書等の授受を電磁的方式（メール等）により行う取引。

<sup>30</sup> 政府税制改正大綱「七 納税環境整備」1（1）。電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号）の改正を検討している。

<sup>31</sup> 送受信・保存に当たっての一定の要件として、事前届出、改ざん防止の確保、記帳の適正性確保、電子帳簿との相互関連性確保を新設することが検討されている。

<sup>32</sup> 国家貿易制度とは、特定の品目を国が一括輸入した上で、国内生産者保護のため、輸入価格に上乗せをして国内業者に売り渡し、上乗せ額を国内生産者の助成等に充てるもの。対象品目は米、麦、指定乳製品等。

がある。暫定税率については、その時々国内産業や国際交渉の状況、政策上の必要性、国際市況を踏まえて常に見直しを行うべきとの理由から適用期限は1年とし、延長の適否等が検討されているが、長期間設定され続けている状況にある。そのため、過去の国会審議においては、毎年度の暫定税率見直しの必要性について質疑がされている<sup>33</sup>。

令和7年3月31日に暫定税率の適用期限が到来する411品目のうち、約9割に当たる376品目については、20年以上現行の制度・税率水準が設定され続けている（図表6）。審議会は平成25年1月、暫定税率を基本税率化する際には暫定税率として設定されてきた経緯等を考慮する必要がある等の論点整理を取りまとめた<sup>34</sup>。その後も審議会において、長期間延長を継続している品目については、適当な時期に見直しの機会を設け、延長の是非を丁寧に検討することの提案がされている<sup>35</sup>。数十年暫定税率が設定されている品目については、延長の妥当性や基本税率化の要否についての個別かつ丁寧な議論が期待される。

図表6 暫定税率の設定期間別の品目数

設定期間	品目数
10年未満のもの	25
10年以上20年未満のもの	10
20年以上30年未満のもの	364
30年以上40年未満のもの	7
40年以上50年未満のもの	2
50年以上のもの	3
合計	411

376

※ 現行の制度・税率水準が設定されてから令和7年1月1日までの期間(年度)を基に集計

(出所) 財務省資料を基に筆者作成

## (2) 加糖調製品に係る暫定税率の引下げ等をめぐる課題

「令和6年度における関税率及び関税制度の改正等についての答申」（以下「令和6年度答申」と言う。）では、「加糖調製品に係る暫定税率の検討に当たっては、毎年度、加糖調製品と国産の砂糖の価格差及び需給の動向、国内産糖に係る競争力強化の取組状況、暫定税率の引下げによる政策効果について、消費者の視点も踏まえつつ、農林水産省に検証及び報告を求めることが適当である」とされた。

これを受け、農林水産省の食料・農業・農村政策審議会甘味資源部会では、糖価調整制度は調整金負担という実需者負担型の仕組みであるからこそ、国産の砂糖価格引下げにより国民負担の軽減を図ることが重要であること、製造コストの削減や加糖調製品から徴収する調整金の活用により、国産の砂糖の安定的な供給を図る必要があること、糖価調整制度の持続的な運営に向けて、輸入糖と国産の砂糖のバランスを確保し、調整金収支の均衡

<sup>33</sup> 第213回国会参議院財政金融委員会会議録第7号3頁（令6.3.29）、第204回国会衆議院財務金融委員会会議録第10号14頁（令3.3.16）など。

<sup>34</sup> 関税・外国為替等審議会関税分科会、財務省関税局『平成25年度関税改正に関する論点整理』（平25.1.24）

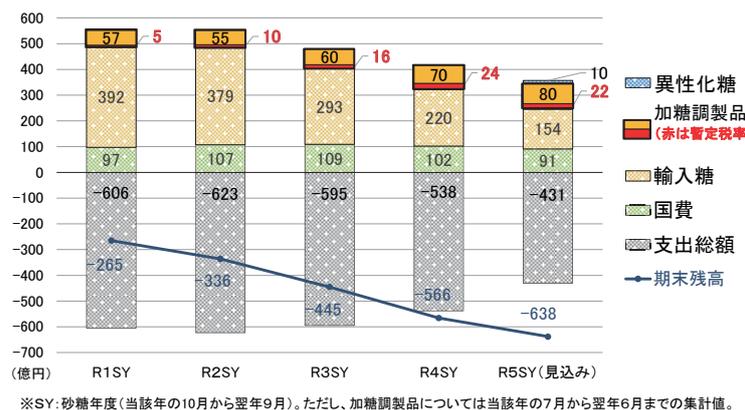
<sup>35</sup> 関税・外国為替等審議会関税分科会（平28.10.20開催）における宮島香澄専門委員の発言。なお、国会審議においても同様の言及がある（第201回国会参議院財政金融委員会会議録第7号6頁（令2.3.26））。

を図ることなどの対応の方向性が示された<sup>36</sup>。

加糖調製品に係る調整金は、2018（平成30）年12月30日のCPTPP発効及び改正された砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の施行と同日に徴収が開始され、輸入糖の調整金単価を軽減するとともに、生産農家の支援財源にも充当されてきた<sup>37</sup>。これにより、生産者による生産コストの合理化努力と併せて、国産の砂糖の取引価格の上昇が一定程度抑制されている<sup>38</sup>。

一方、全体の調整金収支は従来から大幅な赤字が続いており、令和5砂糖年度の単年度赤字は約72億円、累積赤字（期末のマイナス残高）の見込みは約638億円と、厳しい状況となっている<sup>39、40</sup>。こうした中、加糖調製品に係る調整金収入は、輸入量が一時的に減少したものの、円安や国際糖価の高騰等により加糖調製品の課税標準価格が大きく上昇し、直近1年間では約102億円と大きく増加した。令和元砂糖年度以降の糖価調整制度全体での調整金収入の推移を見ても、加糖調製品に係る収入の割合は増加しており、暫定税率の引下げに伴う徴収幅の拡大も、その増加に寄与していることが分かる（図表7）。

図表7 糖価調整制度の実施による調整金収支の推移



(出所) 独立行政法人農畜産業振興機構「砂糖の価格調整業務実績について」及び審議会資料を基に筆者作成

<sup>36</sup> 関税・外国為替等審議会関税分科会、農林水産省『加糖調製品をめぐる動向等について』（令6.11.5）7頁。また、甘味資源作物から製造される砂糖は、国民に消費されることを通じ、国境離島における代替の利かないさとうきび及び我が国最大の輪作体系の維持に欠かせないてん菜の生産を支えており、単に経済合理性のみでは評価できない背景を有していることに留意する必要があるとの言及もあった。

<sup>37</sup> 関税・外国為替等審議会関税分科会、農林水産省『加糖調製品をめぐる動向等について』（令6.11.5）5頁

<sup>38</sup> 加糖調製品からの調整金を原資とした輸入原料糖に係る調整金の軽減措置について、令和4砂糖年度における軽減措置（1kg当たり3.9円）の適用による消費者負担の軽減額は、約71.5億円と算定された（農林水産省『規制の事後評価書』（令6.1.26））。なお、砂糖年度とは、毎年10月1日から翌年9月30日までの期間をいう。

<sup>39</sup> 糖価調整制度を運営する独立行政法人農畜産業振興機構の短期借入金の限度額は800億円であり（独立行政法人農畜産業振興機構『令和6年度の業務運営に関する計画（令和6年度計画）』22頁）、調整金赤字がこの限度額を超えると同制度の持続的な運営が困難となる。平成17年度には累積赤字が約706億円に達し、翌年度に砂糖生産振興資金470億円が充当されたほか、平成23年度には糖価調整緊急対策交付金329億円が充当された（坂井教郎「砂糖の価格調整制度の実態と限界」『鹿児島大学農学部学術報告』第64号（平26.3）32頁）。

<sup>40</sup> 砂糖需要が減少する中、収支改善に向けて様々な取組が行われている。近年は、てん菜の堅調な生産で調整金収支の累積赤字が増大していた事態を受け、令和8砂糖年度における国内産糖交付金の交付対象数量に上限を設ける取組や、平成23年度以降異性化糖の調整金が発生していなかったことを受けた調整金運用の見直しが行われた（関税・外国為替等審議会関税分科会、農林水産省『加糖調製品をめぐる動向等について』（令6.11.5）26、27頁）。

加糖調製品は段階的なCPTPP税率の引下げが予定されており、併せて、今後も暫定税率の引下げが予想される。暫定税率の引下げと、これに伴う加糖調製品に係る調整金収入の拡大がもたらす政策効果については、安定的な国産の砂糖の供給や糖価調整制度の持続的な運営等の観点も踏まえて、毎年度検証を行い、その結果を関税改正に反映していく必要がある。

### (3) 沖縄に係る関税制度上の特例措置の活用等

選択課税制度の活用状況については、平成17年度に4件利用された後、約20年間利用されていない<sup>41</sup>。また、保税蔵置場等の許可手数料の軽減措置については、令和5年度の適用実績は11件とされ、軽減措置の実績額は合計で67万4千円とされる<sup>42</sup>。特例措置は、国際物流地域内の土地又は施設について保税地域の許可を受けて事業を行おうとするものが対象となる。他方、令和6年10月1日時点で国際物流地域内に所在する保税地域のうち、保税工場数は1、保税蔵置場数は58である<sup>43</sup>。

このように、国際物流地域内に所在し、特例措置の対象となる保税地域であっても、特に許可手数料の軽減措置について、実際に特例措置の適用を受けていないものが一定数存在することが分かる。また、令和5年3月時点では、国際物流地域のうち中城湾港新港地区を除く対象事業者<sup>44</sup>が1,920社<sup>45</sup>ある中で、保税地域の活用自体が限定的である。

保税制度の活用に関して、審議会では、沖縄の国際物流地域は日本唯一の自由貿易地域であり、より多くの民間企業による保税地域の活用のため、各省庁がより大きな役割を果たすべきとの意見があった<sup>46</sup>。他方、一般的な保税地域の活用について、過去の審議会では、保税地域の活用を念頭に置いてサプライチェーンを検討する企業は、資格要件、報告義務、費用を勘案したときに、保税制度の利用に踏み切ることが難しいという状況にあるとの指摘があった<sup>47</sup>。なお、一般的な保税蔵置場の許可申請においては、税関との初回の面談から申請許可を得るまでは数か月から1年程度が目安とされるが<sup>48</sup>、国際物流地域において関税の特例措置の適用を受けるには、通常の特例許可手続に加え、内閣府からの事業認定を受ける必要もある<sup>49</sup>。

<sup>41</sup> 令和7年度には1件の利用が見込まれており、その場合に軽減される額は100万円となる見込みである（財務省『令和7年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長・変更）』）。

<sup>42</sup> 財務省『令和7年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長・変更）』

<sup>43</sup> 沖縄地区税関『保税地域・承認工場一覧』（令6.10.1）。なお、保税工場は選択課税制度及び許可手数料の軽減措置の対象であり、保税蔵置場は許可手数料の軽減措置の対象である。

<sup>44</sup> 対象業種は、製造業、倉庫業、道路貨物運送業、卸売業、特定の機械等修理業、特定の無店舗小売業、特定の不動産賃貸業、航空機整備業、こん包業に限られる。

<sup>45</sup> 沖縄県『令和4年度 国際物流拠点産業集積計画の実施状況について』（令5.12）9頁、11頁。なお、令和5年の中城湾港新港地区の立地企業数（制度対象外の事業者も含む）は271社ある（中城湾港開発推進協議会『令和5年度中城湾港新港地区雇用状況等調査レポート』（2024.11.11）1頁）。

<sup>46</sup> 関税・外国為替等審議会関税分科会（令6.10.10開催）における根本敏則委員の発言

<sup>47</sup> 関税・外国為替等審議会関税分科会（令5.4.10開催）における末富純子専門委員の発言。なお、財務省関税局が行ったアンケート調査では、許可等は受けていないが保税制度に関心がある事業者等（回答者533者）のうち、約53%が保税地域に関連する税関手続を煩雑に感じていると回答した（財務省関税局『国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方について（参考資料）』（2024.6.14）9頁）。

<sup>48</sup> 財務省関税局『保税蔵置場の新規許可申請に関するガイドライン』資料1（令5.6）4頁

<sup>49</sup> 沖縄県『沖縄県企業立地ガイド』（令6.3）23頁。沖縄地区税関との事前調整と並行して行う内閣府との事前

沖縄は、アジアの経済成長に伴いアジア市場への近接性や投資環境が注目される一方、立地の際に多額の初期投資が必要となること、島しょ性に起因する割高な物流コスト等の地理的不利性があること、関連産業の集積が少ないことなどの課題もある。そのため、法人税、所得税等の課税の特例に加えて、関税制度上の特例措置により、企業立地のインセンティブ効果を高め、国際物流拠点産業の集積を図っていくことが期待される。しかし、対象事業者の利用状況や、現行制度を利用するための労力とその効果に着目すると、現状の特例措置が、その実現を図る上で魅力的な内容となっているのか、これまでの効果も含めて検証していくことも必要であろう。また、延長をする場合には、関税制度上の特例措置を含め、保税制度の利用促進に向けた取組等を同時に実施することが求められよう<sup>50</sup>。

#### (4) 特惠関税制度の課題

「令和3年度における関税率及び関税制度の改正等についての答申」では、特惠関税制度の適用期限の延長に伴い、制度全体の課題について指摘があり、①他国と比べ利用率が低調であること、②米国やEUと異なりEPA等を締結した国や地域に対しても引き続き特惠関税制度を適用しており、制度が複雑化していること、③WTO原産地規則委員会において、LDC特惠を中心に原産地規則が他国と比べて厳格であり、特惠利用の阻害要因となっていると指摘されていることが挙げられた。

これを踏まえ、令和4年度関税改正に係る審議会の審議では、財務省及び外務省から特惠関税制度に係る主な3つの課題について報告があった<sup>51</sup>。同報告では、①低調であると指摘された一般特惠の利用率について、EPA税率と一般特惠税率の重畳適用<sup>52</sup>を考慮すると、我が国の利用率は他国と比べても遜色がないこと<sup>53</sup>、②EPA税率との重畳適用により制度が複雑化しているとの指摘もあるが、制度の併存自体は多角的な自由貿易体制の構築に資する面があること、③他国と比べてLDC向けの特惠関税制度を中心に原産地規則<sup>54</sup>が厳格となっており、特惠利用の阻害要因となっているとのWTO原産地規則委員会からの指摘に対しては、各国共通の問題でもあり、改善努力を継続することとされた。

我が国では、特惠受益国等とEPA等を締結した場合、条件によっては特惠関税制度が

---

調整に要する期間は、1か月から1か月半程度が目安であるとされる。

<sup>50</sup> 財務省関税局は令和6年6月、「国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方について」において、保税制度のあり方に関する基本方針を取りまとめ、同方針を踏まえて、規定・運用の見直し、手続のデジタル完結、利便性向上に資する体制の整備とマインドの醸成等について検討・推進していくこととした。

<sup>51</sup> 関税・外国為替等審議会関税分科会、外務省経済局『特惠関税制度について』（令3.10.8）

<sup>52</sup> EPA税率と一般特惠税率（LDC特惠を含む）の両方に税率の設定がある場合、原則はEPA税率が優先され、一般特惠税率は適用できないが、一般特惠税率がEPA税率よりも低い場合や、相手国がLDCの場合、両制度を適用できる。

<sup>53</sup> 特惠利用率（特惠適用額を特惠対象輸入額で除した割合）を算出する際、特惠対象輸入額にEPA税率が一般特惠税率以下の品目を含めると、令和2年度の一般特惠の利用率は7.0%、全体の利用率は30.3%となる。他方、当該品目については一般特惠税率が適用されないことを踏まえ、特惠対象輸入額から除外すると、一般特惠の利用率は78.5%、全体の利用率は87.0%となる（関税・外国為替等審議会関税分科会、財務省関税局『特惠関税制度について』（令3.10.8）5頁）。

<sup>54</sup> 国際的に取引される物品の「国籍」を判定するために用いられるルールであり、関税政策等の適用・不適用が物品の原産地に依存する場合、原産地規則を用いて原産地を決定する必要がある。どのような貨物が原産品と認められるかの基準を規定した「原産地基準」と、輸入申告時に貨物が原産品であることを証明又は申告する手続等を規定した「原産地手続」がある。

適用されることもあるが<sup>55</sup>、原則はE P A税率が優先される。一方、米国やE Uでは、E P A等を締結した国等に対しては、特惠関税制度を適用除外とする運用が行われている。このように、自由貿易化の進展による関税譲許の拡大や、F T A、E P Aの増加により、特惠関税制度の機能は相対的に低下していると推察される。

原産地規則について、UNCTADの公表資料では、日本の特惠関税制度の利用率は一般的な水準では比較的高いかもしれないが、厳格な原産地規則等により、特惠関税制度が十分に活用されていないとされた<sup>56</sup>。なお、2024（令和6）年3月に採択されたアブダビ閣僚宣言では、W T O原産地規則委員会は引き続き、特惠原産地規則に係る作業を継続するとした<sup>57</sup>。

令和7年度答申では、「我が国として、開発途上国との連携を強化していくとの方向性を踏まえ、特惠関税制度全体として、開発途上国の成長に一層寄与するとともに、必要とする国に恩恵が行きわたるものとなるよう、諸外国の制度も参考としつつ、国内事業者等の意見も聴取し、制度の在り方全体を検討し、特惠関税制度の期限到来（令和12年度末）を待たず不断の見直しを図ることが必要である」とされた。特惠関税制度は導入されて50年が経過しており、これまでも国際的な要請等を踏まえた改正が行われてきたが、自由貿易の進展により特惠関税制度を取り巻く環境は大きく変化している。今後も、特惠関税制度の予測可能性、安定性、透明性を高め、我が国における開発途上国支援の重要なツールとして十分に役割を果たせるよう、環境変化に応じて適時適切な見直しを進めていくことが必要であろう。

#### 4. おわりに

令和7年度関税改正に係る審議会では、現行制度の適用期限の延長、個別品目の関税率の見直し、他法令や国際的な要請を踏まえた制度の見直しのほか、引き続き検討すべき事項として、不当廉売関税<sup>58</sup>に係る迂回防止制度の創設及び犯則調査手続のデジタル化についても議論があった。前者については、不当廉売関税の適用から免れるため、形式的には課税範囲から外れつつ、実質的には課税命令前と同等の商業行為を行う、いわゆる「迂回」<sup>59</sup>

<sup>55</sup> 我が国は、一般特惠受益国のうち、インドネシア、フィリピン、ベトナム、インド、ペルー、モンゴルと、L D C特惠受益国のうち、カンボジア、ミャンマー、ラオスとE P A等の協定を発効済みである。また、近くL D C卒業予定であるバングラデシュとは現在E P Aの締結交渉を進めている。

<sup>56</sup> UNCTAD, “Compendium of technical notes II prepared for the LDC WTO Group on preferential rules of origin,” May 3, 2023, p. 10. また、利用率は原産地規則の妥当性を評価するためのベンチマークの一つであるが、その一部にすぎないとも言及されている。

<sup>57</sup> 2022（令和4）年4月、W T O原産地規則委員会は「原産地規則とナイロビ閣僚決定の実施に関する決定（G/R0/95）」を採択し、L D C向け特惠原産地規則に関するナイロビ閣僚決定の実施に向けた努力を継続すること等について合意した。本決定はW T O第12回閣僚会議の成果文書において歓迎する旨が明記され、第13回閣僚会議の成果文書においても引き続き取組を継続することとされた（経済産業省『2024年版 不正貿易報告書』（2024. 6. 6）287頁）。

<sup>58</sup> アンチ・ダンピング関税。正常価格より低い価格で輸出された輸入貨物に対し、輸入国内で当該貨物と同種の貨物を生産する産業に損害等が生じる場合に、国内産業を保護するため、輸入貨物に対して正常価格とダンピング価格（ダンピング・マージン）の範囲内で賦課される割増関税を指す。

<sup>59</sup> 不当廉売関税の迂回として想定される主な事例には、対象製品の部素材を第三国で最終加工し輸入国へ輸出する「第三国迂回」、対象製品をわずかに異なる製品に切り替えて輸出する「軽微変更迂回」、対象製品の部品を輸出し現地で組立て販売する「輸入国迂回」がある（関税・外国為替等審議会関税分科会、経済産業省貿易経済安全保障局『不当廉売関税に係る迂回防止制度の創設（令和7年度関税制度改正要望）』（令6. 11. 26））。

の問題について、現行制度では迅速な対応が困難であるとの課題が指摘された。後者については、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）等の改正の検討状況を踏まえ、関税法上の犯則調査手続の制度の見直しを行うことが適当であるとされた。

令和7年度答申では、急速に変化する経済・社会情勢等に即した適切な関税率の設定・関税制度の整備等を通じて、税関の使命を着実に遂行するとされた。関税制度は他省庁の政策や国際情勢と密接に関連し、制度を取り巻く環境は刻々と変化している。そうした情勢変化の中でも、意図する政策目標の実現を念頭に、制度利用者が活用しやすい適切な運用のため、政策効果を不断に検証する必要があるだろう。

（せと かづき）